

北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物対策に関する意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の取水源である、比謝川・長田川・嘉手納井戸群の原水から高濃度の有機フッ素化合物 PFOS・PFOA・PFHxS が検出されたことが、連日の報道により明らかとなっている。沖縄県企業局は、米国環境保護庁が示す生涯健康勧告値 70 ナノグラムパーリットルをもって安全であるとの見解であるが、北谷浄水場取水源に高濃度で検出されていることによる、市民の水道水に関する不安を払拭するに至っていない。

そのような中、令和元年 6 月 12 日、有機フッ素化合物の除去に有効であるとされた、粒状活性炭を通過してない井戸群があることが明らかとなった。このことは、沖縄県企業局の情報開示及び説明が不十分であり、よって市民の水道水に関する不安をより一層増長させる結果となったことは、誠に遺憾である。

本市議会は、水道が市民の生活にとって欠かすことのできない極めて重要なインフラであることに鑑み、市民の生命、安全を守る立場から、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 水道用水供給事業者の責務として、水道水の安全性を明確にし、報道を通じた十分な情報の開示を行い、広く市民への周知を図ること
- 2 市民の水道水に関する不安を払拭するため、国は早期に有機フッ素化合物の基準値を定めること
- 3 国により有機フッ素化合物の基準値が定められ、安全性の確認が取れるまで、比謝川、長田川及び嘉手納井戸群等からの取水を制限し、別の水源確保を図ること
- 4 米空軍嘉手納基地内立入調査の実現に向け、国及び防衛省は米国に対して要請をさらに強化するとともに、原因究明及び抜本的対策を講じること
- 5 嘉手納井戸群からの取水は、粒状活性炭を通過させること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 26 日

沖縄県浦添市議会

宛先

厚生労働大臣 防衛大臣 環境大臣 沖縄防衛局長 沖縄県企業局長